



～Wi-Fi ルーターの契約～

Q

携帯ショップに料金プランについて相談に行くと「料金がお得になる。コンセントに挿すだけでネットが使える、工事は不要だ」と Wi-Fi ルーターを勧められた。スマホ料金が割引になるならと思い内容をよく確認せず契約した。

しばらく自宅で使用したがネットが繋がりにくいのでショップに解約を申し出ると、「Wi-Fi ルーター本体は返品できない」と言われ、高額な機器代金を請求された。支払わなければならないのか。

A

Wi-Fi ルーターの利用では毎月の通信料金の他に Wi-Fi ルーターのレンタル費用や、買取の場合は Wi-Fi ルーターの機器代金が必要となります。

上記事例では、一定期間契約を継続すれば月々の割引により実質無料となる契約内容であったため、中途解約の申し出によりその時点での機器代金の残債が請求されています。なお、契約書にその旨の記載がある場合には原則として支払う必要があります。

契約して8日以内であれば、Wi-Fi ルーターを返品できる可能性があります。契約後にキャンセル・解約したいと思った場合は、できるだけ早く販売店に申し出ましょう。

不明な点があれば、消費生活センターに相談してください。